

組合から業者への10割支払が困難な場合、例外として、概算払申請の方法があります。あくまで奥の手として、相手からのお願いに基づいて受けてください。工事が終わる前に、概算払申請書と資金計画書を提出してもらいます。この際、支払は現金ではなく、「口座への振り込みで行うこと」を徹底させてください。

シ	書 類	内 容 (組合名称：)
	概算払申請書	日付けは記入してあるか。
	概算払申請書	日付に矛盾や誤りはないか。(交付決定日以降、実績報告日以前)
	概算払申請書	代表者の住所が記載してあるか。
	概算払申請書	組合名称が正しく記載されているか。
	概算払申請書	代表者の肩書が記載されているか。
	概算払申請書	代表者氏名が記載されているか。
	概算払申請書	代表者の電話番号が記載されているか。
	概算払申請書	交付決定通知の番号、日付けが正しく記載されているか。
	概算払申請書	申請金額に誤りはないか。(交付決定額と概算払申請額は、基本的に同一)
	概算払申請書	金額に訂正の痕跡はないか。
	資金計画書	収入(地元負担金)の記載があるか。
	資金計画書	収入(補助金額)が正しく記載されているか。
	資金計画書	支出(工事代金支払い)が正しく記載されているか。